

諮問事案の概要

1 件名

個人情報のオンライン結合について

（学校給食における食物アレルギー管理システムのオンライン結合関係）

[担当課：長崎県教育庁体育保健課]

2 諮問の理由

長崎県教育委員会は「学校給食における食物アレルギー管理システム」の導入に伴い、保護者、市町立学校及び給食センターに対して、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うこととなることから、長崎県個人情報保護条例第 9 条第 2 項の規定により、本審査会に意見を聴こうとするもの。

3 諮問書提出年月日

平成 29 年 9 月 27 日

4 審査会の状況

第 1 回 平成 29 年 10 月 16 日 概要説明及び審議（予定）

5 参考（長崎県個人情報保護条例）

（オンライン結合による提供の制限）

第 9 条 実施機関は、実施機関以外の者に対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）による保有個人情報の提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1）法令等の規定又は国の機関からの指示等に基づくとき。

（2）実施機関が、警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

29 教体第 288 号
平成 29 年 9 月 27 日

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二 様

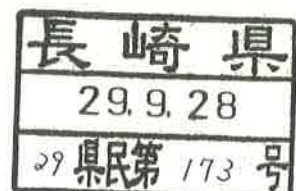
長崎県教育委員会
教育長 池松 誠二



個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、「学校給食における食物アレルギー管理システム」によるアレルギー情報の提供を実施することとしております。

つきましては、当該個人情報の取扱いについて、別紙「諮問に係る事項」が長崎県個人情報保護条例第 9 条第 2 項に規定するオンライン結合による提供の制限に関する事項の「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるか否か」の判断について、貴審査会に諮問いたします。



(別紙)

諮問に係る事項

○オンライン結合による提供の制限に関する事項（第9条第2項）

・特定のものに対する提供（個別システム）

番号	システムの名称	提供対象の個人の類型 【提供対象の個人情報の項目】	情報 提供先	オンライン結合による提供の 必要性等
1	学校給食における食物アレルギー管理システム	児童生徒、保護者・関係者 (児童生徒) 【氏名、学年・組、生年月日、性別、電話番号、食物アレルギー原因物質・症状、エピペンの有無、かかりつけ医療機関、アレルギー対応献立】 (保護者・関係者) 【氏名、緊急時連絡先】	保護者、市町立学校または給食センター	<p>○本システムは、学校給食における食物アレルギーへの対応として、関係学校において対象児童生徒の食物アレルギー情報を教職員間のみならず保護者とも情報共有を図り、誤配食によるアレルギー事故防止に努めるものである。</p> <p>○システムで管理する情報は、保護者から学校へアレルギー対応の申し出があり、情報の利用に同意を得たものである。</p> <p>○アレルギー対応は、設置者（県立、市町立）によって変わるものではなく、県が開発したシステムを活用することが効率的であり経済的である。また、保護者についても、毎月のアレルギー対応確認をスムーズに行うことが可能となる。</p> <p>○提供先は、アレルギー対応を申し出た保護者、該当児童生徒が在籍する学校や給食センターに限定しており、業務に携わる担当職員の特定期やパスワード設定等適切な保護措置を講じている。</p>